

燃料費調整についての特別措置
(選 択 約 款)
〈 特 約 料 金 表 〉
2025 年 1 月 1 日 実 施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この燃料費調整についての特別措置（選択約款）〈特約料金表〉（以下「この料金表」といいます。）は、選択約款（2023年4月1日実施。なお、選択約款が変更となった場合には変更後の選択約款によります。）にもとづき、低圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2025年2月分の料金の算定期間の始期から2025年4月分の料金の算定期間の終期までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、選択約款に定める料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、選択約款に定める料金における燃料費調整は、選択約款の燃料費調整によらず、別表（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円以下の場合は、別表（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 その他

その他の事項については、選択約款に定めるところによるものといたします。

附 則

実施期日

この料金表は、2025年1月1日から実施いたします。

別 表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0140$

$\beta = 0.3483$

$\gamma = 0.7227$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

+ ハに定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

- ハに定める特別措置の燃料費調整単価

ハ 特別措置の燃料費調整単価

(イ) 定額制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2025年2月分から2025年3月分の料金に適用する場合	2025年4月分の料金に適用する場合
1契約につき	250円00銭	130円00銭

(ロ) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年2月分から2025年3月分の料金に適用する場合	2025年4月分の料金に適用する場合
1キロワット時につき	2円50銭	1円30銭

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および特別措置の燃料費調整単価によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
2024年9月1日から2024年11月30日までの期間	2025年2月分の料金の算定期間
2024年10月1日から2024年12月31日までの期間	2025年3月分の料金の算定期間
2024年11月1日から2025年1月31日までの期間	2025年4月分の料金の算定期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。

ホ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

燃料費調整額は、ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 定額制供給の場合

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	16 円 50 銭 0 厘
---------	---------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。